

古河市告示第 2 7 7 号

令和 8 年度古河市防犯対策用品等購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 1 8 日

古河市長 針 谷 力

令和 8 年度古河市防犯対策用品等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、住宅等における防犯対策の推進及び物価高騰の影響を受ける市民生活の支援を図るため、市民又は住民自治組織が防犯カメラ等を購入及び設置する費用に対し、予算の範囲内において防犯対策用品等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、古河市補助金等交付規則（平成17年規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 申請等の日（第10条第 2 項に規定する申請等を行う日をいう。以下同じ。）において市の住民基本台帳に登録されている者をいう。
- (2) 市民等 市民及び当該市民と同一の世帯に属する者をいう。
- (3) 高齢者 申請等の日において市の住民基本台帳に登録されている65歳以上の者（当該申請等の日の属する年度において65歳に達する者を含む。）をいう。
- (4) 住民自治組織 古河市住民自治組織設置規則（平成20年規則第30号）第 2 条に規定する住民自治組織
(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民であって、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 市民等に市税等の滞納がないこと。
 - イ 市民等が古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第 2 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当する者でないこと。

(2) 住民自治組織

(補助対象設備等)

第4条 補助金の交付の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、次に掲げるものであって、市民にあっては自己の居住の用に供する住宅(延床面積の2分の1以上を居住の用に供する店舗等の併用住宅を含む。)又はその敷地に、住民自治組織にあっては集会施設又はその敷地に設置するものとする。ただし、市内の事業者又は販売店(以下「市内事業者等」という。)から購入したものに限る。

(1) 防犯カメラ(犯罪の予防を目的に屋外に固定設置されるカメラをいう。以下同じ。)

(2) 録画機能付きインターホン(建物又は敷地の出入口等と内部との間における音声の通話その他の通信を行うための有線又は無線のインターホンであって、来訪者の映像を自動又は手動により記録する機能を有するものをいう。以下同じ。)

(3) SDカード等の記録媒体(防犯カメラ又は録画機能付きインターホン(以下「防犯カメラ等」という。)の設置に伴い購入するものに限る。)

(4) 防犯カメラ等の設置を明示する看板、標識、ステッカー等(長期間の屋外使用に耐え得る防水その他の耐候性を有するものであって、当該防犯カメラ等の設置に伴い購入するものに限る。)

(5) その他市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の対象としない。

(1) 家庭内における家族の見守り、介護の支援、ペットの状態確認等を主目的とするカメラその他これに類するもの

(2) 車両に搭載され、運行状況の記録を主目的とするドライブレコーダーその他これに類するもの

(3) 人が身に付け、又は携行して撮影を行うことを主目的とするボディカメラ、アクションカメラその他これらに類するもの

(4) スマートフォン、タブレットその他これらに類する機器を、撮影装置として流用又は転用するもの

(5) 中古品(リサイクルショップその他これに類する店舗において販売される未使用品又は未開封品を含む。)であるもの

(6) リース又はレンタル契約に基づき導入するもの

(7) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入費及びその設置工事費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の補助率及び上限額は、別表に掲げる補助対象者の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の回数)

第7条 補助金の交付は、当該年度内において、市民にあつては1世帯につき、住民自治組織にあつては1団体につき1回限りとする。

(プライバシーの保護)

第8条 補助対象設備を設置する者は、自己の敷地内を主に撮影するものとし、撮影範囲への配慮、個人情報の適正な管理、法令の遵守その他のプライバシーの保護のために必要な措置を適切に講じなければならない。

(事前協議)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備を購入し、及び設置する前に、市長と協議しなければならない。

2 前項の協議（以下「事前協議」という。）は、防犯対策用品等購入補助金事前協議書（様式第1号）及び次に掲げる書類を市長に提出して行うものとする。

(1) 購入及び設置予定の補助対象設備の機能及び仕様が分かるカタログ又は取扱説明書の写し

(2) 見積書その他補助対象設備の購入及び設置に要する費用が分かる書類の写し

(3) 補助対象設備の設置予定場所の見取図及び現況写真（防犯カメラ等の撮影範囲が分かるもの）

3 市長は、事前協議が完了したときは、その結果を防犯対策用品等購入補助事前協議結果通知書（様式第2号）により、当該事前協議を申し出た者に通知するものとする。

(申請及び報告)

第10条 事前協議が完了し、補助対象者及び補助対象設備の要件に該当する旨の通知を受けた者は、補助対象設備の購入及び設置を完了したときは、防犯対策用品等購入補助金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請し、及び報告しなければならない。

(1) 補助対象設備の購入及び設置に係る市内事業者等の名称及び所在地、購入金額及び購入日が記載された領収書その他支払を証する書類の写し

(2) 補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請及び報告(以下「申請等」という。)は、前条第3項の通知のあった日から60日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 申請等の受付は先着順とし、申請等における補助金の交付額の総額(交付予定額を含む。)が予算額に達した時点で受付を終了するものとする。

(決定及び額の確定)

第11条 市長は、申請等があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地確認を行い、交付の可否を決定する。

2 市長は、補助金を交付することを決定したときは防犯対策用品等購入補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第4号)により、補助金を交付しないことを決定したときは防犯対策用品等購入補助金不交付決定通知書(様式第5号)により当該申請等を行った者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)に際し、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(請求)

第12条 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、防犯対策用品等購入補助金交付請求書(様式第6号)により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定若しくは額の確定を受け、又

は補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の内容又は法令等に違反したとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(文書の保管)

第14条 交付決定者は、補助金に係る証拠書類について、交付を受けた翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条及び第14条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表 (第6条関係)

区分		補助率	上限額
市民	高齢者が属する世帯	4分の3	50,000円
	上記以外の世帯	2分の1	50,000円
住民自治組織		4分の3	100,000円

防犯対策用品等購入補助金事前協議書

年 月 日

古河市長 宛て

協議者

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者名）

電 話 番 号

防犯対策用品等購入補助金の交付申請を行うに当たり、令和 8 年度古河市防犯対策用品等購入補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり事前協議を申し出ます。

なお、私及び私と同一の世帯に属する者について、市が住民基本台帳の登録状況及び市税等の納付状況を調査することに同意します。

申 請 区 分	☐ 市民	☐ 高齢者が属する世帯
		☐ 上記以外の世帯
	☐ 住民自治組織	
設 置 予 定 場 所	住所 ※ 住民自治組織の場合は、設置予定区域又は詳細な場所を記入	
購入・設置予定設備	☐ 防犯カメラ（予定台数 台） ☐ 録画機能付きインターホン（予定台数 台） ☐ その他（ ）	
購入予定事業者等	店名 （ ☐ 古河市内の事業者・販売店）	
補助対象経費見込額	補助対象設備購入費及び設置工事費の総額 円（税込み）	
補助金交付見込額	円（1,000円未満切捨て） 市民（補助率 1／2（高齢者が属する世帯にあつては 3／4） 上限 5 万円）、 住民自治組織（補助率 3／4 上限10万円）	
添 付 書 類	1 購入及び設置予定設備の機能及び仕様が分かるカタログ又は取扱説明書の写し 2 見積書その他購入及び設置に要する費用が分かる書類の写し 3 設置予定場所の見取図及び現況写真（防犯カメラ等の撮影範囲が分かるもの） 4 別紙世帯状況確認書	

※ 高齢者とは、申請等の日において市の住民基本台帳に登録されている65歳以上の者（当該申請等の日の属する年度において65歳に達する者を含みます。）をいいます。

別紙

世帯状況確認書

氏名	続柄	生年月日	高齢者
	本人		☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐

※市が、住民基本台帳の登録状況及び市税等の納付状況を調査します。

様式第 2 号（第 9 条関係）

防犯対策用品等購入補助事前協議結果通知書

第 号
年 月 日

様

古河市長 印

年 月 日付で申出のありました事前協議について、令和 8 年度古河市防犯対策用品等購入補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり協議の結果を通知します。

事前協議受付番号	受付第 号	
事前協議申出日		
申請区分	☐ 市民	☐ 高齢者が属する世帯
		☐ 上記以外の世帯
	☐ 住民自治組織	
設置予定場所	住所	
購入・設置予定設備	☐ 防犯カメラ（予定台数 台） ☐ 録画機能付きインターホン（予定台数 台） ☐ その他（ ）	
協議結果	補助対象者及び補助対象設備の要件に ☐ 該当する。 ☐ 該当しない。 理由 []	
その他		

※ 協議の結果にかかわらず、本通知は補助金の交付を保証するものではありません。

防犯対策用品等購入補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

古河市長 宛て

申請者（報告者）
住所（所在地）
氏名（団体名）
（代表者名）
電 話 番 号

年 月 日付けで事前協議が完了した防犯対策用品等購入補助金について、補助対象設備の購入及び設置が完了したので、令和 8 年度古河市防犯対策用品等購入補助金交付要綱第10条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて防犯対策用品等購入補助金の交付を申請し、及び実績を報告します。

事前協議受付番号	受付第 号
設 置 場 所	住所
購 入 ・ 設 置 設 備	☐ 防犯カメラ（設置台数 台） ☐ 録画機能付きインターホン（設置台数 台） ☐ その他（ ）
購 入 事 業 者 等	店名 （ ☐ 古河市内の事業者・販売店）
補助対象経費総額	円（税込み）
補助金交付申請額	円（1, 000円未満切捨て）
誓 約 ・ 同 意 事 項	☐ 私及び私と同一の世帯に属する者（以下「私等」という。）は、市税等の滞納はありません。 ☐ 私等は、古河市暴力団排除条例第 2 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当する者ではありません。また、市が必要に応じて警察その他関係機関に照会することについて同意します。 ☐ 私等について、市が住民基本台帳の登録状況及び市税等の納付状況を調査することに同意します。 ☐ 防犯カメラ等（設置に伴い購入した記録媒体、看板等を含む。以下同じ。）の運用に当たり、プライバシーの保護等に関し適切な管理を行います。 ☐ 防犯カメラ等の所有権、維持管理費の支払及び管理運用に関する一切の責任は、申請者（設置者）に帰属することを誓約します。
添 付 書 類	1 補助対象設備の購入及び設置に係る市内事業者等の名称及び所在地、購入金額及び購入日が記載された領収書その他支払を証する書類の写し 2 補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真 3 前 2 項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第11条関係）

防犯対策用品等購入補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

古河市長



年 月 日付けで申請及び実績報告のあった防犯対策用品等購入補助金については、次のとおり交付の決定及び交付額の確定をしたので、令和 8 年度古河市防犯対策用品等購入補助金交付要綱第11条第 2 項の規定に基づき、通知します。

交付決定及び確定額	円
補助対象経費の実績額	円
交 付 の 条 件	

※ この通知書の受領後は、速やかに防犯対策用品等購入補助金交付請求書（様式第 6 号）を提出してください。

様式第 5 号（第11条関係）

防犯対策用品等購入補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

古河市長



年 月 日付けで申請のあった防犯対策用品等購入補助金
については、次のとおり交付を行わないことに決定したので、令和 8 年度
古河市防犯対策用品等購入補助金交付要綱第11条第 2 項の規定に基づき、
通知します。

理由

様式第 6 号（第12条関係）

防犯対策用品等購入補助金交付請求書

年 月 日

古河市長 宛て

請求者

住所（所在地）

氏名（団体名） 印

（代表者名）

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定通知のあった防犯対策用品等購入補助金について、令和 8 年度古河市防犯対策用品等購入補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり請求します。

なお、古河市が次の金融機関の口座に防犯対策用品等購入補助金を振り込んだときは受領したものと認めます。

請求金額	円		
振込先口座 (請求者本人名義の口座に限る。)	金融機関名	銀行・信組 信金・農協	店
	預金種目	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	(フリガナ)		
	口座名義人		

※ 通帳その他の振込先の口座情報（金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人）が分かるものの写しを添付してください。

※ この請求書は、個人にあっては自署又は本人確認書類の提示等により、団体にあっては次の(1)及び(2)に記入することにより押印を省略することができます。

(1) 発行責任者 氏名 連絡先

(2) 担当者 氏名 連絡先

市処理欄 (個人用)	本人確認書類：マ・免・旅・その他（ ）	確認者
	確認方法：提示・提出（持参・郵送）	